

地域医療の確保のための医師の労働者派遣に係る見直し案について

1 趣旨

「緊急医師確保対策」（平成19年5月31日）に盛り込まれた医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システム等について、労働者派遣の形態によることも可能とすることにより、地域医療の確保に資することとする。

2 考えられる見直し案

労働者派遣法施行令を改正し、その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務として定められている医師法第17条に規定する医業の範囲から、派遣就業の場所を「地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所」とする医業を行う場合を除くものとする。

併せて、労働者派遣法施行規則を改正し、上記の厚生労働省令で定める場所として、次に掲げる場所を定める。

- ① 都道府県が地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を当該必要な医師として従事させる必要があると認め、かつ、医療法第30条の12第1項の協議の場においてこれを適当と認めた病院又は診療所（以下「病院等」という。）であって、厚生労働大臣が定めるもの
- ② ①の病院等に係る患者の居宅

※ ①の「協議の場」とは、都道府県が設ける「医療対策協議会」のこと。国レベルの調整による場合及び都道府県レベルの調整による場合のいずれも、対象となる病院等（派遣先）は同協議会において選定されることとなる。

※ ①の「厚生労働大臣が定めるもの」として、個々の病院等を具体的に告示することを検討。